

翻  
訳

## カメルーンの裁判制度とフランスの果たした役割

ジャン・ポール・エユクニエベル

石井 三 記  
小林 智 (共訳)

【訳者はしがき】

二〇〇五年度、春、夏とおこなわれたCALEレクチャーは、今回、カメルーン出身で、渡仏後、パリ第二大学で博士号を取得し、パリ弁護士会の弁護士になられたジャン・ポール・エユクニエベル (Jean-Paul EYUUCK-NYEBE) 氏を招いて開催された。

二〇〇五年一月二二日に、CALEフォーラムにおいて、「フランスの裁判組織と弁護士養成」の講演が第一部としておこなわれ、第二部は、まず、「付帯私訴制度」の解説がなされ、映画鑑賞に移った。第一部の講演では、パリ弁護士会の養成学校において二〇〇六年から開始されるカリキュラムが最新の情報として提供された(この新しい研修制度についての概要は、金山直樹「フランスにおける法曹養成―二〇〇四年の弁護士研修制度の改革」『法律時報』七八巻二号、二〇〇六年での紹介がなされていることもあり、参照されたい)。第二部では、同氏の仕事場と

いふべきパリのシテ島のバレ・ド・ジュステイスにある軽罪裁判所にカメラを持ち込んで制作されたドキュメンタリー映画「第一〇法廷(カンヌ映画祭出品作品)」を、同氏のコメント付きで鑑賞した。

そして、一月二十五日には、今回訳出した「カメルーンの裁判制度とフランスの果たした役割」と題する講演がおこなわれた。カメルーンの歴史や法制度について聞く機会は日本では多くはなく、その意味で、今回の講演はユニークなものではなかったかと思う。

この講演では、主に刑事法領域における、カメルーン土着の裁判制度、西洋法の影響下の裁判制度などがカメルーンの歴史を背景にして検討されている。カメルーンは、一九世紀後半にドイツの植民地となるが、第一次世界大戦後にはフランスとイギリスの委任統治下(第二次世界大戦後には信託統治下)に置かれ、一九六〇年に独立した。独立当初は、国名も「カメルーン連邦共和国」だったが、一九七二年にはそのような連邦の二元性は解消し、国名も一九八四年には「連邦」を取り払って「カメルーン共和国」となった。

ドイツ植民地時代以前のカメルーンは基本的に口承文化であり、文字は知られていなかった(ただ、一部、イスラム支配下の北部地方は例外で、イスラム法適用の時期があった)。したがって、不文の慣習法がかの地を長いあいだ支配していたことになる。ドイツ植民地時代に入ると、その慣習法は公的秩序と文明規則に反しない限りで維持されることとなり、その限りで土着の裁判所も認められていたのだ。しかし、ドイツが第一次世界大戦で敗退すると、この統治方法(たとえば土着裁判所の自立性)はフランスによって批判されることになる。周知のように、フランスの植民地政策は基本的に「同化主義政策」であり、この原則は今日でもフランスが移民問題に対処する際に貫かれている。これと対照的なのがイギリスの「間接統治方式」であり、こちらは多文化主義の考えに通ずるものである。この原則はフランス風にいえば「コミュニケーション」容認となり、共和主義原理をおびやかすものと捉

えられる。このように、植民地政策の違いに、いわゆる「郊外(バンリユール)」問題に対する英仏の対応の違いの源流が見えてくるようにも思われる。

講演では、カメルーンの新しい刑事訴訟法典の概要も紹介され、また一九九六年憲法で規定されている最高法院の憲法裁判的機能についても言及された。カメルーンを照射するなかでフランスとの異同が説明されることになるから、フランスの法制度についての理解も深まるのではないかと思う。講演者のエユクニエベル氏は、今後、カメルーン的首都ヤウンデでも法律家として活躍されるということ(パートナーの父上はカメルーン最高裁の長官)、今回の講演がご本人にとっても自分のルーツを再考する機会になったということである。(文責…石井三記)

## イントロダクション

裁判制度という場合、しばしば静態的なイメージをとまなうこの語の背後には、裁判をおこなう機関だけではなく、その機関を動かす人々もまた浮かび上がってきます。すなわち、裁判官やあらゆる裁判補助者(弁護士、控訴院付代訴士、コンセイユ・デタ破毀院付弁護士、執行士、公証人、書記官など)が登場するのです。タイトルの「裁判制度」の裁判という修飾語はもともと広い意味で用いております。といいますのも、問題になるのはたんに民事刑事の司法裁判所系統だけではないので、行政裁判所系統も等しく問題となるからです。

したがって、この報告では法を言い渡す任務を帯びた機関全体が視野に入ります。フランスの影響については、とりわけ、刑法領域のほうが顕著でありますので、刑法について詳しく説明することにします。

フランスの刑法とカメルーンの刑法の源流を歴史的にたどりますと、たまたま類似点が見られる場合でも、フランスとカメルーンの歩んできた歴史は同じではありませんし、伝統も習慣も違いますから、類似点を挙げていってもそのリストは長くはありません。

フランスのアンシャン・レジームでは、国王があらゆる正義の源を象徴していました。国王権力が司法の領域ではつきりと示される象徴があります。それは新王に「正義の手」という王杖が授与されることです。正義の手は、聖別戴冠式における塗油聖別の後に新王が受け取る印の第一のものでありまして、特別の意味をもっていました。

カメルーンが保護領になる前には、実際、そこにいくつかの族長領や王国がありましたから、とくに処罰システムにおいて、フランスのアンシャン・レジームと同じような面が見られます。権力を保証する君主の主な属性の一つは、まさに、正義の裁きを下すことでありました。カメルーンでも慣習法が刑法の唯一の法源であったのです。さらにいいますと、両国のかつての刑事システムは弾劾主義の類型に属しています。このような共通点にもかかわらず、両国の裁判制度は、その後、異なった展開を見せることになりました。

## I フランスとカメルーンの異なった展開

今回の報告の目的は、二つの国の裁判制度の歴史的発展を跡付けることではないのですが、現行の法制がどのような起源をもっているのかをざっと振り返っておきたいと思います。

フランスでは、歴史的に、国王の裁判権のほかに、裁判制度としては「キリスト教徒の法廷」たる教会裁判があ

りました。その管轄地域は司教区となります。王権の側の裁判が弾劾主義型の手続法を適用していた時に、「キリスト教徒の法廷」の教会裁判で用いられる訴訟手続は糾問主義型になっていました。

弾劾主義型では、裁判官は審判者の役割を果たします。弾劾主義型裁判は被害者によって開始され、審理は口頭・公開・対審方式です。証拠は原告側・被告側の両当事者が提出するのでありまして、職権によるものではありません。一方、糾問主義型裁判では、訴追開始は検察官によってなされます。訴訟手続は書面・秘密・非対審方式です。また、糾問主義型では、裁判官は中立的な審判者ではなく、積極的に証拠の探求を主導する役割を担います。裁判官による予審は事件を法廷の審理に乗せるために不可欠であります。

フランスとカメルーンの裁判制度は一九一七年に出合うことになりましたが、その時点ですでに多くの歴史的な変化を被っていました。植民地化される前のカメルーンにも刑法があつたことは疑いがないのですが、他方で、適用される訴訟手続がいつも明確であつたわけではありません。その理由は、刑法が本質的には慣習法的な刑法であつて、その慣習法そのものが部族によつて多様であつたという事実によります。カメルーンへの西洋の刑事規則の到来は事態を明らかにすることにつながりませんでした。どいいますのも、その頃、重要なのは犯罪者をただ抑圧するということであつて、手続の遵守は重視されていなかったからです。

カメルーンについては、刑事司法を全体的な文脈のなかで研究する必要があります。以下、本報告では、まずカメルーンの国を紹介し、ついでフランス・モデルの法が設立されるまでの裁判機構を述べてゆきます。

(A) カメルーン の 歴史

一五世紀にポルトガル人によって「発見」されたカメルーンという名称は、ポルトガル人の船乗りたちがウーリー川沿いに見つけた多くのクルマエビ（本当はイセエビ）に由来しています。

彼らはその川を、ポルトガル語で「リオ・ドス・カマロエス (Rio Dos Camaroes)」つまり、「エビ川」と呼び、この語がスペイン語では「カメローネ (Camerone)」、ドイツ語では「カメルーン (Kamerun)」、フランス語では「カメルーン (Cameroun)」、英語では「カムルーン (Cameroun)」となったのです。

この名前が中央部アフリカの地域を示すのに用いられました。このカメルーンという名称の地域は、北と北東をチャド共和国、東を中央アフリカ、南をガボン共和国、赤道地帯をコンゴとギニア、西をナイジェリアに囲まれています。

一五世紀にこの土地が発見されてからドイツが支配権を得る一八八四年まで、政治行政上、特記すべきことはありません。カメルーンはいくつかの族長領、王国から成っていて、一五世紀に結ばれた関係が西洋との数多くの交易につながっていきました。商取引がはじまり、商社の支店もカメルーンに開設されました。

カメルーンの領土とドイツのあいだの経済的な結びつきを強化することを目的として、一八八四年七月一四日、ビスマルク首相の代表をつとめたグスタフ・ナハティガル博士がカメルーンのドウアラで族長や王たちと条約を結び、これにより、カメルーンはドイツの保護下に置かれました。その時までには海岸のほうにしか住んでいなかったドイツ人たちは、部族の抵抗はありましたが、内陸部にも侵攻しはじめました。新しい行政・経済・法律組織が設けられました。その目的は、新しい保護領土を支配下におさめることであり、ドイツの帝国統治のために、一定数

の族長領が地域連合 (districts) として取りまとめられ、村は自治権を失いました。

しかし、ドイツによる支配は、第一次大戦の激動にもちこたえることはできず、一九一四年にヨーロッパで口火の切られた戦乱はカメルーンにまで及びました。ドイツ軍部隊はフランスとイギリスの軍隊の攻撃を受けました。

一九一六年、ドイツ軍は敗北を喫し、カメルーンをあとにしました。

一九一六年三月四日の協定により、フランスはカメルーンの領土の五分の四、イギリスは残りを得ました。一九一九年六月二八日のヴェルサイユ条約は、第一一九条で、「ドイツは海外領土に関するあらゆる権利・権原を、主要連合連盟国のために、放棄する」と規定しています<sup>(1)</sup>。

一九二二年六月二〇日、国際連盟は、フランス、イギリスに管理されているカメルーン領土を、それぞれ委任統治下に置きました。この二つの列強にカメルーンの委任統治を与える文書は次のように規定しております。「委任統治国はその対象地方における行政・立法の完全な権限を有する」と。

委任統治領の行政は、委任統治国の領土の一部として、委任統治国の法制にしたがっておこなわれますが、次のような留保点もありました。「委任統治国は、したがって、当該地域の状況に応じた必要な修正もありうる」との留保条件を付したうえで、委任統治国の法制を委任統治下の地域に適用することができる<sup>(2)</sup>。

委任統治の制度は、その後、信託統治の制度に発展します。すなわち、一九四六年一月二三日、国際連合はカメルーンをフランスの信託統治下に置きました。一九六〇年一月一日、カメルーンは独立国になります。イギリスの統治下に置かれていたカメルーンの地域は、ナイジェリアといっしょになるのか、あるいは、新しいカメルーン共和国になるのか、いずれかを選ぶことになり、一九六一年一〇月一日、国民投票がおこなわれました。その結果は、二つの選択肢の中間的なものでした。といいますのは、投票の結果、イギリス信託統治下のカメルーンの北部

地域についてはナイジェリアといっしょになり、現在もなお南部カメルーンと呼ばれる南部地帯については新しいカメルーンの独立国との連合を形成するということで、イギリスの統治下にあったカメルーン地域がひとかたまりとしていずれかを選ぶにはいたらなかったからです。この連合形成によって生まれたのが、「カメルーン連邦共和国」であります。これは二つの地域からなる連邦国家です。つまり、英語圏の西カメルーンとフランス語圏の東カメルーンです。

一九七二年五月二〇日、この連邦国家は単一の国に変わります。カメルーン連邦共和国は解消し、二元的であった行政・政治・法律の構造は統合されました。一九八四年から、この統合された共和国の正式名称は、たんに「カメルーン共和国」になりました。いずれにしましても、この最終段階での改革の影響は大きくはありませんでした。これはさまざまな制度に影響をあたえることはなかったのです。

以上、カメルーンの主要な歴史的段階を説明しました。これは刑事法制度の発展をよりわかりやすくするために必要だったのですが、つぎに、裁判制度の面でのさまざまな変容について検討してみましよう。

### (B) フランスの影響前のカメルーンの裁判制度

社会がうまく機能してゆくためには、最低限の規則が必要です。規則を尊重させることは、支配者にとつての主要な関心事をなすのです。それゆえ、植民地時代のはじまる前にも、シアカ・ツエモ氏が次のとおり強調していますように、慣習的な一定数の処罰の規則が存在したことは、伝統的刑法があったことを証明するものとなっているのです。引用します。



「カメルーンの伝統的な刑事システムは、いわば、包括的な法システムになっており、つまり、法のなかに區別が存在はするが、高度な法の専門分化がなされた法システムではない。そして、このシステムは、本質的には予防的な、そしてより応報的な裁判に基礎を置いており、それはここでは、まずもって、社会の均衡と共同体の内部の調和を崩さないようにする裁判の機能に合致したものとなっており、裁判は国家の独占物というより、共同体ないし親の専有物に近い」<sup>(3)</sup>。

この法の特徴は部族によって異なります。植民地化にともない、現地住民に向けられた画一的な法制の導入がはじまるのです。

#### （1）植民地以前の時代

カメルーンのさまざまな民族は文字を知らず、口承伝統に属していました。しかしながら、そうした状況は、人々のなかに自分たちの社会組織を維持するための必要最小限度をなすという意味での刑事法が存在することを、もとより妨げるものではありませんでした。この法は法典化されていませんでしたが、ロッシュユ氏が「一群の強制的社会的責務」と呼ぶものになっています。<sup>(4)</sup>

多くの民族に共通するそのような組織の向こう側では、いくつかの部族が独特の司法システムを示しています。とりわけそれはバミレケ族の場合です。<sup>(5)</sup>

この民族グループの司法は四つの段階があります。まず、各家族の段階では、家長が司法機能を果たします。とはいえ、家長がおこなう裁判は文字通りの裁判というよりは懲戒権限に類するものです。次に、家長の上には、名望家ならびに区長、小区長がいます。裁判の第三段階をなすのはワラたちです。違警罪と軽罪を裁きます。刑事に

関していいますと、彼らは予審をおこなうわけですが、その場合には名望家たちが補佐します。ワラは族長の委任を受けた有力者ですが、まれに、地区集団の代表者であることもあります。族長あるいは副族長が、最高裁判機関の役割を果たします。もつとも重要な判断はその管轄に属することになります。

この組織以外に、慣習法に基づく集団があります。それは行政権行使にあたって族長を補佐する責務を負うものです。ですが、必要な場合には、その人々は司法権を帯びることがあります。その集団を構成する三つの組織は次のものです。カムヴァ、これはすべての重要な判断について族長に助言するものです。クエンタン、その権限は姦通罪および強姦罪に及びます。そして、ケムジェです。そこで適用される手続は口頭によります。族長が構成する裁判機関は単独裁判官による裁判所であります。被告人は弁護人の援助を受ける権利をもつてはいません。このシステムでは四つの形態の証明方法が用いられます。自白、証言、宣誓、神明裁判であります。

バサ族では、裁判組織はこれとは異なった特徴を示します。<sup>(6)</sup> 訴訟提起は、被害者やその家族メンバーの権限でおこなわれます。まれに、公然の噂による訴訟提起あるいは長老（ンボンボグと呼ばれる長老がクランの長です）の提案によることがあります。長老によって開始される訴訟は、依然として特定されていない犯罪者を探すことを目的とするものです。噂によって開始される公の裁判は、まじない・魔術のなかでも人々への効果が確実であるものの事案に関わっております。

重罪の場合、「判事」その人によって証人尋問が開始されます。裁判組織をなすのは次のものです。ンボンボグ、軽微な犯罪の判断が属する長老です。バンボンボグ、軽罪と重罪を判断する責務を負う同一クランの幾人かの長老たちです。

裁判は、一人のンボンボグが裁判長となり、村長および長老が陪席するなかでおこなわれていました。口頭での

弾劾主義型訴訟手続がおこなわれていました。被告人は自分自身で防御し、また、証言がもつとも普及したタイプの証明方法となっていました。

全体としてこの国は口承伝統にあるわけですが、いくつかの特殊性は指摘されるに値するものです。一つめに、他の部族とは逆に、バムーン族はスルトン、ンジョヤの治世に文字に恵まれました。刑事に関して言いますと、彼らは自分たちの慣習法を刑法典に書き記しました。その編纂は一九三〇年代に完了しました。バムーン族刑法典は重罪と軽罪を抑圧する規定にとどまっています、実際、刑事手続を扱う規定はありません。それには司法に関するスルトン自身の絶対権力が依然として反映しているわけであり、二つめに、大族長領あるいは北部カメルーンのスラムド族に固有の特徴があります。この地域は非常にイスラム化しておりまして、イスラム法を用いています。この地域の裁判機構はすでに述べました他の地域のものとは異なるものです。

伝統的な刑事法はヨーロッパ文明との接触によって、変容を余儀なくされることとなります。

## （2）ドイツ植民地時代

カメルーンがドイツの保護統治下に置かれますと、新たな行政・経済・法律組織が日の目を見ることになりました。族長領でおこなわれていた裁判は見直され、慣習法は、公序や近代的なルールに反しないかぎり維持されます。二つの裁判所のカテゴリーが創設されます。土着裁判所と帝国裁判所があります。

土着裁判所。これは、いわゆる土着裁判所と村長裁判所を括ったものです。村長裁判所とは、ドイツ当局の決定の中核から遠く離れた地域で存在していたもので、その権限は民事的性格を有する争いおよび一定数の重罪・軽罪事案を判断することになりました。

ドイツの主権を侵す犯罪は地方長官の管轄に属していました。認可を通じて、地方長官は一定の重大性を帯びた犯罪を取り扱ってまいりました。

そして、いわゆる土着裁判所ですが、これは「仲裁裁判所 (Schiedsgericht)」の呼称で、三人のメンバー、つまり一名の裁判長と二名の陪席判事で構成されるものです。

この裁判所は、カメルーンがドイツの保護統治下に入る以前から存在していました。これは元来、ヨーロッパ人と地方政府との紛争を処理することを目的とするもので、ヨーロッパ人によって運営されていたものです。これがドイツの統治下でも維持されたのです。それが設置された地域は、主に国の沿岸地帯でした。この裁判所は大きな自立性を享受していました。

この裁判所の権限はさして重要でない争いに関わるものでした。刑事に関して言いますと、科せられる刑が禁錮六月以下もしくは罰金一〇〇マルク以下の犯罪を処理していました。

村長たちが裁判に関して享受していた相対的な自立性は、ドイツの行政的決定を仲介するという役割を彼らが果たしていたことを考慮したうえで、見返りであったと分析することができますでしょう。つまり、村長たちから旧来の権限のすべてを取り上げることせず、彼らの機嫌を取ることが必要だったのです。しかし、この態度が新政府の現実主義に基づくものであるとまで考えることはできません。実際に、改革が失敗の憂き目を見る危険を冒す覚悟がなければ、既存の機構すべてを覆すというのはかなり難しいことだったのです。

この土着裁判所機構は後にフランス当局の批判を呼び起こすことになりました。フランスのフルノー総督は一九一六年の通達で述べることとなります。「私は純粹に土着の裁判所が完全な自立性を有することは許されないと考へる。土着裁判所を監視することが裁判拒否を防ぐためには不可欠である」<sup>(8)</sup>。

これとは別のカテゴリーとして帝國裁判所がありました。これは、土着裁判所の判決に対してなされる控訴を判断する責務を負うものです。次のような種類があります。

ヨーロッパ人の行政職員が裁判長となり、二人の現地住民が陪席判事を務める裁判所。陪席判事は一年任期で任命されます。この裁判所は、科される刑罰が六月以上一〇年以内の拘禁刑であるような犯罪に関する第一審です。

区裁判所。これは行政官僚が裁判長を務めるもので、ヨーロッパ人の行政職員が裁判長を務める裁判所の判決に対してなされる控訴審に関わるものでした。その権限は第一審でもっとも重い犯罪に対する判決にも及ぶものでした。二人の区長がいました。一方は、北部地域のヴィクトリア、他方は、南部地域のクリビであります。

帝國裁判所への上訴は容易ではなく、多くの場合、実際には上訴はできません<sup>(9)</sup>。

最高裁判所。これは総督が代表するものでした。総督は第二審の判断をおこなう控訴審判事として振る舞い、すべての事案について訴訟移送をおこなう権限を有していました。

このような組織は、適用可能な法がどこでも同じというわけではなかったという意味で、私たちには混合的なもののように思われます。ドイツ法と慣習法との共存があつたわけです。しかしながら、すでに示したところで、慣習法は一枚岩ではありません。それに、非常に大きな権限が行政官僚とりわけ総督に残されていたとの指摘がなされているのです。総督は、カメルーンにいるヨーロッパ人に対する退去命令を出したり、さらに重大なことには、現地住民に対する死刑を言い渡したりすることができました<sup>(10)</sup>。人々は、最高裁判所に調整の役割を果たすことを期待します。ところが、総督はそれ以上に行政上の任務に腐心していて、そうした役割を果たすことができなかったのです。

ここから導くことができる教訓は、裁判は優先課題にならないということです。なぜかといえば、裁判がプロの

司法官によってではなく、行政官によっておこなわれていたからです。

以上のような理由によりまして、ドイツが創設した司法システムは、部族の司法からフランスの司法への道のりの途上に位置するであります。

(C) カメルーンの裁判制度とフランスの裁判制度の出合い

カメルーンが一九一六年に連合軍に敗北することで、ドイツ型の裁判組織に終止符が打たれることとなります。これ以後、それまで異なる道のりを歩んできたフランス法とカメルーン法が出合うこととなります。

フランスの新しい統治がそのことに関連して作成した最初の法文は、一九二六年五月六日のデクレです。それは、区裁判所の所長たちにヨーロッパ人の権限に属する司法を組織することを要請するものです。この文書は、ドイツが導入した裁判機構の区分を維持し、拡大しています。以降、二つの司法システムがあります。一方で、現地住民を対象として土着と称されるものと、他方で、ヨーロッパ人に特有のものです。

この二元的な制度はそれ自体として革命的なものではありません。実際、フランスは同国が他のアフリカ植民地で整備していた司法モデルがカメルーンにも持ち込まれるようにしたただけだったのです。

ケバ・ンベイ氏によりますと、地域法システムとフランス法システムは「しかし、完全に分離されてはいなかった」といいます。それらのあいだには相互の互換性がありました。それは明らかに現地住民の同化を最終的に確実にすることを目的とするものでした。「同化」とは、一七八九年の革命によって生まれ草創期の社会主義的風潮によって保たれていたジャコバン精神が、実際のところ、まったくあきらめてはいなかったものであります。<sup>(1)</sup>

比較法的にいいますと、フランスだけが二元的な司法を創設したわけではありません。ベルギーはザイール、<sup>(12)</sup> ルワンダ、ブルンジの自国植民地に類似の裁判組織を採用したのです。

現地住民を対象とする訴訟は地域法裁判所に属していましたが、ヨーロッパ人は本土モデルに近い仕組みの裁判所を有していました。ヴェルサイユ条約によって、イギリスはカメルーンの一部に主権を行使しました。そこで運営された裁判の態様をざっと見てみましょう。そして最後に、フランス本土の裁判組織との比較をおこなうことにします。

### （一）地域法制度

一九二七年七月三十一日のデクレはその第一条第二項で現地住民に定義をあたえています。「このデクレで、現地住民とは、トーゴとカメルーンのなかでフランス委任統治下にある地域の出身者のことである。西アフリカおよびフランス領赤道アフリカに属する人々はフランス市民権を有しないし、諸外国またはこれらの地域もしくは隣接諸国のなかにあつて外国の委任統治下に移行した国々の出身者は、出身国においてヨーロッパ国籍身分を有しないからである」<sup>(13)</sup>。

現地住民は特別行政制度に属します。この制度の特徴は、アルトブコ氏によれば、「植民地行政当局に、いかなる司法的権威の前でも正当化する義務を負うことなく、『臣民』に刑事罰を科す権利を与える」ところにあります。「臣民」、これはフランス市民権をもつていなかったアフリカ人でありまして、入植者たちが「原住民」と呼び習わした人々でした。このような分析から、彼らがどうして地域法と呼ばれていたものを行使する特別裁判所の管轄に属するのかわかります。この裁判組織は、初めはドイツの統治が遺した機構を模倣していますけれども、それは一九

一七年四月二一日のデクレ、一九二一年四月一三日のデクレ、一九二七年七月三一日のデクレに由来しています。

一九一七年四月二二日のデクレの特徴は、未成年者の軽罪を扱う任務を帯びた、弾劾主義型口頭手続を採用する村裁判所を創設したことです。重罪と軽罪は区裁判所の管轄に属しておりまして、通常、適用される手続は即時出頭であります。

一九二七年七月三一日のデクレでは、立法者はフランス法における裁判組織に近い機構を採用しています。そこでは、防御権が強化され、裁判当事者の利益のために上訴が導入され、一定の陪席判事には審議の発言権が与えられました。この法文はとりわけ、裁判所組織を簡素化すると同時に、採用されるべき手続を最初に決定づけるものだったのです。

(a) 地域法裁判所の組織

第一審裁判所、第二審裁判所、認可のための特別部が創設されます。これらの管轄は、刑事、民事、商事の事件に及びます。

第一審裁判所は、軽罪、違警罪を扱い、一人の裁判長と二人の陪席判事で構成されるものです。裁判長は原則として小区の長、そうでなければ共和国委員から任命された委員です。それに対し、陪席判事は現地住民です。

第二審裁判所は、各区、各自治地域の首府にあります。三人のメンバーによって構成されています。区の司令官あるいは小区の長が裁判長を務め、陪席判事は現地住民です。彼らの権限は諮問機関にとどまります。刑事に関する固有の権限と並んで、この裁判所は第一審裁判所の判決に対する控訴を扱う権限を有しています。

認可のための特別部は、地域法に関してフランスの破毀院に属するような権限を行使します。といいますが、この司法システムに関わる判断は、これ以上、上訴の対象となりえないからです。この部の部長はまた、最高裁判



所の裁判長でもあります。それを補佐するのは二名の陪席判事ですが、そのうち一人がヨーロッパ人、もう一人が現地住民です。同じ基準にしたがつて選ばれた二名の予備判事も補佐判事です。第一審裁判所とは違ひまして、ここには検察部と書記部が設置されています。そこは、第一審裁判所、第二審裁判所での一定の重大性がある判決に対する上訴とともに再審請求も扱います。こうした組織の外観から得られる利点は明白であるわけですが、それ以上に、改革によって大きく変わったのは手続上のルールでした。

(b) 地域法裁判所での手続

裁判がもはや村長の権限に属さないのですから、裁判を受ける人々はこれらの裁判所に対する提訴について新しい形式に従わなければなりません。予審がいくつかの場合に必要でした。

裁判所への提訴については次のことがいえます。

第一審裁判所への提訴の権限は、区の長官、小区の長、侵害を被った者に属していました。ですが、村や郡あるいは部族の長たちは、告発というを通じまして、区の長官に犯罪的性格をもつあらゆる事柄を付託することができました。第二審裁判所ですけれども、これは有罪を宣告された被告人の控訴と区の長官の控訴を扱っていました。そして、検察官が唯一、認可のための特別部に提訴する権限を有していました。

提訴された個人に対する判決は、現行犯の場合には、すぐに下されていました。それは、訴えの根拠に照らして訴訟がまともであると思われるような場合です。反対に、訴訟がある種の複雑さを示している場合には、予審がおこなわれていました。

見かけはともかく、このようなシステムは、それがもつ欠陥や第二次世界大戦によって生じた新しい情勢が理由となつて、もはや瀕死の状態となつてしまひまして、さらに誹謗中傷には事欠かない状況でありました。ジェオル

氏はその点を強調しています。「このような地域法裁判所はかなり雑多なスタッフで構成されているが、これは地域の特殊性を重視する考え方に対する一時的な譲歩のようなものとして生じていた。少なくとも一九四六年の改革までは、このシステムではそのような地域の特殊性を重視する考え方に隔離という下心が付け加えられていた。この下心が、裁判を受けるアフリカ人の心のなかでこの制度の信用を失わせることに一役買ったのである。そうでありながら、この制度は彼らの慣習法を尊重することを標榜してみせていたわけである」<sup>(14)</sup>。

ブラザヴィルでの会議（一九四四年一月三〇日～二月八日）で、代表団が現地住民に対する特別行政制度の廃止を要求しました。彼らの願いは一九四六年四月三〇日のデクレで実現したのでした。それは、刑事に関する土着裁判を廃止して、それに替えて、アフリカ人とヨーロッパ人に適用される唯一の司法システムを創設するものでした。この新しい裁判組織を検討する前に、ヨーロッパ人が管轄に属する裁判を検討するのがよいでしょう。

## (2) イギリス法による裁判制度

一九二二年七月二〇日の国際連盟議定書第九条がカメルーンをフランスとイギリスそれぞれの委任統治下に置いたことによりまして、イギリスがこの国の一部を管理する権限をもちます。

そこは二つの行政区に分けられます。つまり、北部カメルーンと南部カメルーンであります。その領土がイギリスの植民地であるナイジェリアと境を接しているという地理的状況から、委任統治国イギリスはこれを実質的にはナイジェリアの一部として扱います。南部カメルーンは、北部カメルーンがナイジェリアにかなり組み込まれているのと比べまして、相対的な自立性を享受します。一九五四年になって、南部カメルーンはこのイギリス植民地のなかにあつて立法機関と明確な行政権をもつ自治区の地位を獲得しました。<sup>(15)</sup>

フランスの植民地政策が同化メカニズムを通じて植民地住民に文明の価値を植えつけることに狙いを定めた直接統治システムに基づいているのとは反対に、イギリスは“indirect rule”という表現に示されるとおり、間接統治をおこないます。

それが意味するのは、既存の機構を残すということであります。もつとも、そういったものを廃止しないまでも、できるだけ調整するのですけれども。司法分野に関してはいいますと、一九二四年および一九二五年の法令によりまして、イギリスはこの保護領にナイジェリアの法律を拡張したのであります。<sup>(17)</sup>

「土着法 (native law)」と呼ばれる慣習法が維持されまして、「土着裁判所 (native court)」と呼ばれる伝統的な裁判所が創設されます。この裁判所は現地住民の判事を採用して慣習法を適用するものであります。植民地の住民が起こした犯罪を扱います。しかしながら、これの管轄の範囲を定める権限とともにこれを創設する権限は、植民地当局に属します。そこがすべての事柄について権限を握っているのです。

時とともに、ひとつの制限が慣習法にさらに課されます。慣習法は「それが当然の正義・平等・良心に反することなく、しかも地域法ともはや矛盾しないものである場合にのみ適用されることになっていた」<sup>(18)</sup>のです。

伝統的な裁判所が設置されるのと並行しまして、コモンロー型を模倣した裁判所が創設されました。そこでは一九一六年ナイジェリア刑法典が用いられておりまして、それは一八七八年イギリス刑法典草案および一八八九年クーンズランド刑法典に想を得て仕上げられたものでした。<sup>(19)</sup> 土着裁判所がその権限を逸脱していないかを確認するためとしまして、その判断につきイギリス型裁判所に対して上訴する権利が設定されます。西アフリカ控訴裁判所が最高裁判所となります。一九五四年に南部カメルーンが独立した地位を得た結果として、一九五五年には高等裁判所および治安裁判所が創設されます。<sup>(20)</sup>

一九五五年カメルーン高等裁判所法第一〇節、第一一節によつて、南部カメルーンの刑事法制は、一方でナイジェリア刑法典、他方でナイジェリアの現行刑事手続を存続させます。土着裁判所の刑事に関する管轄は、イギリス型裁判所のために縮小していきます。

一九六一年におこなわれた住民投票の結果、南部カメルーンはフランス語圏の旧東カメルーンに併合されました。それに対して、北部カメルーンはナイジェリア連邦のなかにとどまることを決定します。

イギリスの裁判組織はフランスのシステムとは正反対のものです。イギリスの場合にはカメルーンやアフリカ植民地に対する本土モデルの移転が不完全であつたことと比べれば、フランスにカメルーンの裁判機構を見出すことには興味深いものがあります。

### (3) フランス法による裁判組織

フランス法による裁判所の管轄に属しているのは、フランス市民と在外フランス人、植民地在住でそこでフランス人の身分を取得した者、それから、軽罪事案のなかでもヨーロッパ人が関わる事案です。

一九四六年の人口調査によれば、カメルーンは人口三〇〇万人足らずで、その住民の回答の数は次の通りです。つまり、地域法裁判所の管轄に属する現地人が二八〇万人で、フランス法裁判所の管轄に属するヨーロッパ人が三八七五人でした。この数字が示しているのは、地域法による裁判が人口のほぼ全体に対して適用されるのに比べまして、よりしっかりとした仕組みをもつフランス法による裁判はかぎられた人々に対しておこなわれているということです。この点からしますと、カメルーンにとっては、アフリカの他のフランス植民地におけるのと同じように、フランス型の裁判はフランス本土の司法システムの変形であります。

フランスはすべての植民地に組織上の同じシステムを移植することに取り組みます。しかしながら、フランスは、地域の実情に合わせて、カメルーンにいくつかの特異性をあたえていました。もともと、その主要な特徴は次のようなものです。

まず、単独裁判官による裁判所の存在です。それらは一九二二年二月二十九日のデクレによって創設されたもので、治安裁判所とドゥアラの第一審裁判所に関係します。有能な人材が乏しいことを理由として、裁判官の単独制を採用するために、本土で採用されている合議制の原則が放棄されるのです。

次に、広範な管轄を有する治安裁判所が一九二七年五月三日のデクレによって創設されたことです。広範な管轄を有する治安判事が違警罪と軽罪を管轄していました。彼らは同時に予審の職務を兼ねていました。

また、管轄区域外出張法廷の開廷があります。それは裁判を人々に近づけることへの関心に応えています。一九二二年二月二十九日のデクレによつて設けられたこの措置は重罪法廷に関わりません。管轄区域外出張法廷の場合、検察官の同席も、書記官の同席も、必要的なものとしてはいませんでした。他方で、手続の簡素化がありました。といいますのは、法廷への係属は直接呼出によつておこなわれていたからです。一九二七年七月一五日のデクレによつて、管轄区域外出張法廷の開廷は第一審裁判所の裁判長とともに広範な管轄を有する治安判事にまで拡張されました(第四二条)。

それから、素人裁判官の採用です。彼らの存在は、有能な人材が乏しいということをもっとも見えやすいかたちで表しています。治安判事の職務を、行政職員、行政官僚、区を治める役人が果たすのであります。重罪法廷の陪席判事は公務員や名望家のなかから選ばれます。

最後に、司法局長というポストの創設です。これはドゥアラの検察官が務めるものです。この司法官は、領土全

体の裁判が正常に運営されることを監督する義務を負っています。その職権のなかでも注目されるのは、いくつかの司法官職への任命は共和国委員会（カメルーンでフランス政府を代表するもの）によっておこなわれていたわけですが、それが司法局長の提案によるということですが。

カメルーンやアフリカ植民地に見られるフランス法による裁判に特徴的な側面のなかでも、商事裁判所が設置されていなかったことは特筆すべきでしょう。フランス法による裁判組織に関していいますと、それは多くの法文によつて構築されてきました。それらの法文から、組織がさまざまな段階から運営されていることがわかります。

第一審裁判所についてですが、第一審には、通常の管轄を有する治安裁判所、広範な管轄を有する治安裁判所、ドゥアラ第一審裁判所があります。

第二審裁判所ですけれども、第二審には、一九二七年五月三日のデクレによつて創設された高等裁判所があります。これは、第一審裁判所の判決に対する控訴について判断するものです。一九二八年四月三日のデクレによつてこの裁判所には弾劾部が設置されました。

また、重罪院があります。これは重罪にあたる犯罪のすべてを管轄するものです。一九三四年一月三十一日のデクレによつてその所在地がドゥアラからブラザヴィールに移されました後、第一審裁判所の判決に対する控訴に関して管轄を与えられました。

それから、ブラザヴィールの控訴院にある弾劾部があります。一九三四年二月三十一日のデクレはカメルーンをブラザヴィールにあるフランス領赤道アフリカ裁判所の管轄下に置きました。

裁判提起は、検察官、私訴原告人に開かれているとともに、直接呼出を通じて、幾人かの区長、小区長（彼らは職権で裁判にかける権限を持っていました）に開かれていました。同じく、広範な管轄を有する治安判事にも開か

れていましたが、これに関して彼らが有する権限は、フランスの共和国検事が有する権限と同じものでした。軽微な事件の訴訟の場合、判決はすぐに下っていました。そうでない場合に、予審が必要とされていました。

裁判所の構成は、カメルーンにおけるフランス法による裁判を組織した最初の頃のデクレからすでに検察官の存在が前提とされていたことを示しています。とりわけ、一九二二年一月二十九日のデクレの場合にはそうです。それはドゥアラに第一審裁判所と重罪法廷を創設したものであります。

それに対して、これらの裁判所には一九二八年まで予審判事がいなかったということがわかります。予審が必要となる場合には、それはドゥアラの裁判所の判事代理あるいは予備判事によっておこなわれていました。

重罪にあたる犯罪に関する予審は第一審裁判所の裁判長の役目でした。裁判長は捜査の権限を陪席判事に委譲することができました。予審が終了すると、一件書類は検察に渡されました。検察官はそれに続いて、予審免訴、判決のために移送を宣告すること、あるいは予審補充措置を要求することができました。広範な管轄を有する治安裁判所では、治安判事が証拠収集をおこなっていました。つまり、職務として検察の仕事进行处理していました。

予審をおこなう司法官に対するコントロールが一九二七年七月一五日のデクレによって強化されました。その第三五条は、第一審裁判所に、フランス本土の控訴院弾劾部が有する権限をあたえています。

被告人に対して採用された証拠が不十分であることが明らかになった場合には、裁判所は無罪判決を下します。そうでない場合には、被告人は裁判所あるいは重罪院に判決を受けるために付託されます。予審に関して重大な段階が一九二八年四月三日のデクレによって規定されます。そのデクレが第一審裁判所に予審判事のポストを創設するのです。第一審裁判所の権限が行使される範囲が広がったことを考慮して、予審判事は犯罪がおこなわれた場所を管轄する治安判事の協力を要請することができました。

第一審裁判所によつておこなわれる予審という行為のコントロールは新たな弾劾部に委ねられます。権限委譲と  
 いう以上に、本当の変革はとりわけこのような裁判所の構成のなかにありました。単独裁判官のみによつて構成さ  
 れる裁判所とは違ひまして、弾劾部は三名のメンバーで構成されていきました。そのうち、二名がキャリアの司法官  
 でした。予審の対象となる被疑者は弁護士への助言を受けることができました。もし被疑者が重罪事案でそれを依頼  
 することができない場合には、裁判長によつて職権で弁護士が付けられました。

それは警察官、行政職員のなかから、あるいは裁判官がそのような役目を滞りなくおこなえたと判断した市民の  
 なかからも、選ばれていました。一九三五年六月三〇日のデクレはこのリストに弁護士を加えました。軽罪事案に  
 関して控訴する権利は、検察官、被告人、私訴原告人に認められていました。

一九二七年七月一五日のデクレの下で、控訴はドゥアラの高等裁判所に送られていきました。一九三五年六月三〇  
 日のデクレによつて、控訴の判断はブラザヴィルの控訴院の管轄に属することになります。控訴院や重罪院の判  
 決、ならびに第一審裁判所のいくつかの判決は、フランス本土の破産院に付託されることがありました。ごく一般  
 的には、一九二四年五月二二日のデクレを挙げることができます。これはカメルーンにおいて一九二二年一月一日  
 にフランス領赤道アフリカで公布された法律およびデクレの条項を、カメルーンのために設けられた特別なデクレ  
 に反するものを除いて、適用するものでした。このことを通じて、この法文はカメルーンにおけるフランス治罪法  
 典の適用を拡大したのでした。

他方で、一九二五年二月二六日のデクレは、ヨーロッパ法の通常裁判所における重罪および軽罪に関する手続  
 をカメルーンで定めるものでしたが、それはフランスで軽罪に関して従われていたものです。ただしこのデクレ  
 は、カメルーンでは一八九七年二月八日の法律のうち、第三、四、五、六、九、一〇および一二条を適用しない



としたのでした。

以上のような展開からは、フランス法による司法は本土のシステムをそのまま移植したものではなかったということがわかります。フランス統治下にあった地域とは反対に、イギリス保護統治下にあった地域は、イギリスがおこなった植民地政策によって、異なる発展を見たのでした。

(a) フランス本土の裁判組織

フランスでは、刑事裁判は違反の重さ軽さで裁判所が異なります。軽い順に、また審級も下から順に挙げていきますと、違警罪裁判所、軽罪裁判所、重罪起訴部、控訴院、重罪院、そして、破毀院となります。

一八九七年二月八日の法律によりまして、訴追の役割と審理の役割は両立できないことになりました。その法律の第一条は、「予審判事は、自分が予審を指揮した事件の判決に加わることとはできない」と定めましたが、この規則はカメルーンでは知られておらず、依然として、司法官が同一の事件で予審も判決もいたします。

軽罪の事案では、一九二五年二月二六日のデクレがカメルーンでも適用されておりまして、フランス本国の裁判所でおこなわれているのと同じ訴訟手続が重罪違反に関する例外も含めて、従われています。

フランスでは、重罪は重罪院の管轄です。それは陪審員と裁判官から構成され、二〇〇〇年の改正まで上訴にからないものでした。重罪院のもうひとつの特徴は訴訟手続に関わるものとして、つまり、被告人は明示的なやり方で放棄しないかぎり、その弁護人の面前でしか尋問されない証人との対質もなされないというものです。この手続が尊重されない場合には、訴えは無効とされます。フランスとカメルーンとの並行的な発展の年月の後、第二次世界大戦終了とともに、カメルーンには司法制度の統一が訪れることになります。

(b) 単一の処罰システムの適用

刑事裁判の事案では、一九四六年は、土着法の廃止とともにフランス法が現地住民に拡大されるという、真の転換点をなしています。これ以降、治罪法典はフランスの領土とカメルーンの領土において、同一のやり方で適用されているとみなされることになるのです。

(4) 一九四六年以降のカメルーンの裁判組織

第二次世界大戦の終戦とともに、新しい考え方が姿を現します。植民地出身の兵士たちがヨーロッパの戦場で宗主国を助けて戦っていても、おそらく、そこに違和感はないでしょう。一九四一年、大西洋憲章は、各民族が自身にとって適当であると考える統治形態を選ぶ権利、民族自決の権利を宣言したのであります。

フランスでは、第三共和制後、第二次世界大戦中のヴィシー政権時代のフランス国家の中断を経まして、共和的な諸制度の再建が第四共和制になってなされます。一九四六年一〇月二七日、フランスは新しい第四共和憲法を採択するのです。それは、フランス本土と海外領土のあいだで、人種的・宗教的な差別なく、平等な権利義務を定めるものです。そして、第八〇条では、海外領土の住民はフランス本土の国民と同じタイトルの市民資格を有することを規定しています。それはフランスの採る同化政策に憲法上の基礎をあたえるものであります。

一九四六年にカメルーンはフランスの植民地ではなくなりますが、そのために、その所属民は「フランスの信託統治領の被統治民 (administrés sous tutelle française)」と呼ばれるようになります。つまり、フランス人という身分ではなくなるのです。しかし、フランス第四共和憲法第八二条第二項は「いかなる場合にも、その身分はフランス市民資格に付与される権利を拒否または制限するための理由にならえない」と規定しています。一九四六年一〇月

二七日の憲法の前文によって保障された権利と自由は、したがって、カメルーンにも適用されるのです。地域法による裁判が廃止されたのはその憲法の採択よりも前のことですが、この廃止が明確にしている諸原則はカメルーンのもの後の裁判システムの展開に一定の影響を及ぼしました。

この意味において、一九四六年四月三〇日の廃止のデクレはひとつの革命でした。その第一条は「フランスの裁判機関のみが、刑事の領域で、裁判で適用可能な法制にしたがい、かつ、あらゆる土着裁判機関を排除して、現地住民が犯した犯罪について裁判権を有する」と規定しているのです。このデクレは、一九四六年七月一日以降、土着裁判機関を廃止し、一九四四年七月一七日のデクレによって制定された同名の刑法典を廃止しました。それはフランスの裁判機関にあらゆる犯罪の裁判権を有することを認めたのです。この時から、新しい裁判制度を設ける必要が出てきます。

一九四六年一月二七日のデクレに由来するカメルーンの裁判制度の風景は、ブラザヴィルからヤウンデへの重罪院の移転とともに、カメルーンに裁判の面での自立性を取り戻させました。実際には、この新しい裁判機関というのは控訴院ができただけのことでしたし、他の新しいデクレも控訴院の設立に関連するものでした。

重罪院に適用される訴訟手続は一九二五年一月二六日のデクレによって定められました。このテクストは予審規則を修正するものではありませんでした。同様に、防衛権の保障は、まだ一九二七年五月三日のデクレに依拠していました。重罪院および控訴院の判決、第一審裁判所と広狭の裁判管轄をもつ治安判事が終審として下す判決は、フランス本土の裁判機関の判決と同じ条件で破毀申立の対象になりうるものでした。

全体として、この組織はおよそ一〇年間安定して存続することになります。大きな変化が現れるには、一九五〇年代の終わりごろまで待たなくてはなりません。一九五八年以降、裁判組織の展開はカメルーンの政治的地

位と密接に結びついていました。

一九五八年一月二二日、まだ信託統治下にあったものの、カメルーンは、外交、通貨政策そして国防を除いてではありますが、国内的な自立性を得ました。多数の管轄権限がカメルーン当局に移されました。そのなかに裁判管轄も含まれています。このための三つの法文が出されました。すなわち、一九五八年と一九五九年の二つの法律と一九五八年のフランス「カメルーン協定」です。

一九五八年二月二六日の法律第二〇三号は、その表題が刑事手続の調整と簡素化に関わるものですが、一九四七年一月二七日の法律の規定をいくつか修正しています。それは形式をゆるめて刑事手続を迅速化させることを目的としておりました。重罪院についていいますと、同法によつて、フランスの有力者と現地人からなる単一リストが作成され、四名の陪席参審員がくじで選ばれることになりました。

一九五八年二月三十一日のフランス「カメルーン協定」により、裁判制度における主権移譲は現実のものとなりました。それは本土の裁判機関の敷き写しでありまして、執行権、立法権、司法権の分立を説いたものです。さらにいえば、この協定は、カメルーンの司法官にフランス本土の司法官と同じ規則を移植してもしました。

それは、新興国家の司法を打ち立てる枠組みの役割を果たしたのです。その指導原理は、今日でもまだ有効です。その第二条の末尾のことばは、「裁判組織はカメルーン法によつて定められる。裁判はカメルーン人民の名の下になされる。したがって、判決はカメルーン人民の名の下に言い渡され、執行される」と規定しております。

最後に、一九五九年二月一七日のオルドナンスは、その効力を発する日付は一九六〇年一月一日とされていたものですが、これがカメルーンの新しい裁判組織を定めています。第一審裁判所、大審裁判所そして最高法院が創設されます。最高裁判機関の設置にともない、本法はフランスの裁判所に対するカメルーンの裁判の自立をしるし

ております。この時から、カメルーンの裁判機関の判決は、もはや、フランスの破産院に付託されることはなくなります。その改革はカメルーン独立(独立は一九六〇年一月一日)前夜になされました。それは裁判制度を未来のカメルーンの地位に適合させようとするものであったのです。

フランス当局による処罰制度統一に向けた努力は終わり、両国は、以後、司法の改革においても、それぞれ自分のいきたいような方向に歩みを進めることができるようになったのです。独立以後、カメルーンは刑事裁判の再組織化に踏み出し、新しい手続規則を作りました。

## II カメルーンの裁判制度統合へ向けての発展

### (A) 独立後の植民地時代の遺物の寄せ集め

カメルーンの裁判制度の組織は、独立後、植民地時代の二元的なままの遺物の「寄せ集め」で、一方では、伝統的な裁判機関の組織があり、他方では、近代法(すなわち、成文法)的な裁判機関の組織があります。

#### (1) 伝統的な裁判機関

カメルーンのフランス語圏における伝統的な裁判機関については、慣習法裁判所と初審裁判所があります。英語圏の地方については、やはり、慣習法裁判所とアルカリ裁判所(alkali courts)があります。

裁判機関は当事者の慣習法を適用しますが、しかし、慣習法が存在しない場合には成文法を適用します。その管轄は訴訟当事者が受け入れてはじめて成立します。この留保条件の下、慣習法が財産、債権などの事項を管轄し、成文法が人の身分の裁判管轄を有します。

## (2) 近代法の裁判機関

近代法の裁判機関には次のものがあります。第一審裁判所、大審裁判所、控訴院、最高法院 (la Cour supreme) です。このほか、軍事法廷も加えるべきですが、それは特別な機関です。

第一審裁判所は、七五〇〇ユーロ以下の係争額のあらゆる紛争、単純申請や急速審理などの裁判を管轄します。大審裁判所は七五〇〇ユーロを超えるあらゆる紛争、人の身分に関わる紛争などを解決する裁判の権限を有します。第一審裁判所は区を裁判管轄区とし、大審裁判所は県を裁判管轄区にしています。

これらの裁判機関は第一審として裁判をするものです。すなわち、判決を不服とする当事者は事件を第二審の他の司法官によって裁判してもらうこともできることとなります。それが控訴院です。

控訴院は、各州の州都に置かれています。それは、伝統的な慣習法の裁判所であれ、近代法の裁判所であれ、下級裁判所の下した判決の控訴を審理するものです。

多すぎるくらいに例外裁判所のあるフランスとは対照的に、カメルーンにある例外裁判所は、軍事法廷、国家保安法院、高等法院の三つだけです。

これらの裁判機関の頂点に最高法院が位置します。最高法院はカメルーンの首都ヤウンデにあります。一九九六年一月一八日の憲法によれば、それは司法事項において国の最高裁判機関で、その判決は至高でありまして、三つ

の部から成ることになっています。司法部 (la chambre judiciaire)、行政部 (la chambre administrative)、そして、会計検査部 (la chambre des comptes) です。しかし、この構成はまだ完成してはおらず、最高法院は当面のところ、行政部が特別規則に基づき運営されているのを除きまして、部の区別なく、一九七二年憲法によって定められた編成にしたがって機能しております。

現行法制上の最高法院は、裁判機関の第三審級ではありません。つまり、それは事実を裁判するのではなく、法の適用を監視するものであります。ですが、このような事態は、近い将来、変わることとなります。最高法院は、破毀事案の場合であっても、争いになっている事実についての判断もすることになります。したがって、裁判機関の第三審級になるのです。移行期間中は、現行の最高法院は、一九九六年一月一八日の憲法で規定されてはいるもののいまだ設置されてはいない憲法院の代わりの判断をすることも指摘しておきましょう。

刑事訴訟法典創設を含めた最近の法律の構成は次のようなものであり、一九九六年の憲法に従って最高法院の組織機能を定める現在準備中の法律は訴訟手続を調和させる方向に進むでしょう。

### (B) 新しい刑事訴訟法典の登場

刑事訴訟手続の調和のために、カメルーン政府は、一九七三年以降、国内外の専門家メンバーを加えた検討を進めていきました。新法典の構成は、六編七四七条からなります。その主な目的は次のとおりです。第一に、共和国全土に及ぶ訴訟規則を調和させること、第二に、裁判手続の全局面において市民の権利擁護の要請に刑事訴訟規則を適合させること、第三に、裁判遅延を少なくすること、第四に、裁判の判決を迅速に執行すること、第五に、罰

金の取立てを確実にして判決言渡しを实效あるものとする事、以上です。

その編別構成は次のとおりです。

- ・第一編「総則」これは刑法の一般原則、たとえば、無罪の推定(八条)、個人の自由の保護(三条)、防御の権利の保障(三七条)などにあてられます。
- ・第二編「犯罪の確認と訴追」第二編は公訴、付帯私訴、司法警察の権限、検察、予審を扱います。
- ・第三編「犯罪の判決」二八八条から四三一条は判決の裁判機関についてです。すなわち、第一審裁判所、大審裁判所、控訴院、最高法院です。
- ・第四編「不服申立」刑事訴訟法典は、通常の不服申立(すなわち、故障申立(*opposition*))と控訴(*appel*))と、特別の不服申立(すなわち、再審の訴え(*le pourvoi et la revision*))を規定しています。
- ・第五編「裁判判決の執行」本法は裁判の判決執行をとくに強調しています。このため、第五編は四つの章で、投獄、罰金、犯罪記録に関する規定が扱われています。
- ・第六編「特殊な手続」本法典のこの部分は特別な訴訟手続、たとえば、人身保護法(*habeas corpus*)、少年犯罪の取り扱い、定額罰金、一定の高位の司法官や公務員の有する裁判機関特権(*privilege des juridictions*)、復権、仮釈放などにあてられています。

## 結論

以上、フランスで裁判制度と刑事訴訟手続とがどのように展開したかということ、また、カメルーンで近代的な



刑事訴訟法典がどのように現われるのかということを見てきました。

フランスでは、三つの動きが見られます。第一の動きは、一九五八年、いわゆるナポレオン五法典のひとつである治罪法典が廃止され、一九五八年刑事訴訟法典が制定されたことであります。第二の動きは、一九五八年以降おおむね自由主義的な性格をもつ立法がなされたことです。第三の動きは、一九九〇年代初めから始まりましたが、ヨーロッパ人権裁判所の影響の下で、刑事訴訟手続は人権や防衛権に重きを置くことで人道主義的なものになりました。

カメルーンでは、新しい法典ができたことによって、一九七二年以来の政治行政面での実効的な統一がようやく司法にも及び、訴訟手続に関して二元的な法源が存在するという時代錯誤的で非生産的な性格に終止符が打たれました。この時点まで、刑事法領域では、二つの異なった、そのうえ矛盾した法文が存在していたのです。ひとつはフランス法系の「一九三八年二月一四日のオールドナンス」とその後の修正による治罪法典、もうひとつはイギリス法系の「一九五八年ナイジェリア法」の抜粋からなる刑事訴訟条例です。しかし、この改革でカメルーンの裁判制度も世界標準の法制度につながっていくのであります。

原注

- (1) BOUVENET, G. et BOURDIN, R., *Codes et lois du Cameroun*, Tome I, Haut commissariat de République Française au Cameroun, P. 10.
- (2) *Id.*, P. 15.
- (3) SIHAKA TSEMO, Ernestine, *Droit pénal traditionnel au Cameroun et problématique d'une nouvelle conception du droit pénal africain*,

Thèse Strasbourg II, 1989, P.48.

- (4) ROCHE, J.M., *Essais sur l'évolution du droit pénal et des institutions pénales camerounaises*, Thèse Bordeaux, 1963, P.132.
- (5) DELAROZIERE, R., *Les institutions politiques et sociales des populations dites Bamilikés*, IFAN, 1950, P.33.
- (6) MBEA, B., *La justice pénale chez les anciens bassa du Sud Cameroun*, Mémoire DEA Paris II, 1992.
- (7) LE VINE, Victor T., *Le Cameroun du mandat à l'indépendance*, Ed. Présence Africaine, 1984, P.65.
- (8) Cité par ROCHE J.M., *op.cit.*, P.191.
- (9) LABOURET, H., *Le Cameroun*, Ed. Paul Hartmann, 1937, P.64.
- (10) MORGEN, Kurt von, *A travers le Cameroun du Sud au nord*, Ed. Fleury, 1982, P.39.
- (11) Cf. MBAYE, Keba, *L'encyclopédie juridique de l'Afrique*, Tome 4, Nouvelles éditions africaines, 1982, P.25.
- (12) 関ケルハ民律草案圖。
- (13) BOUVENET, G. et BOURDIN, R., *op.cit.*, P.293.
- (14) ARTOPKO, I., *L'action de la France en AEF*, Thèse Bordeaux III, 1981, P.166.
- (15) JEOL, Michel, *La réforme de la justice en Afrique noir*, Ed. Pedone, 1963, p.12.
- (16) MUNZA, Simon A., *The procedure of the criminal law: A comparative study of the French and English system of criminal justice and their influence in Cameroon*, PHD Cambridge, 1981, P.5.
- (17) MINKOA, She A., *Essai sur l'évolution de la politique criminelle au Cameroun depuis l'indépendance*, Thèse Strasbourg III, 1987, P.44.
- (18) COLDHAM, Simon, *Les systèmes judiciaires en Afrique anglophone*, *Afrique Contemporaine*, no 156, P.28.
- (19) MINKOA, She A., *op.cit.*
- (20) MUNZA, Simon A., *op.cit.*

(2) はつまりなせておかなければなりません、特別行政制度の廃止といっても、それは二つの裁判が統合されることを意味するものではありません。一九四六年の憲法の第八二条第一項は「フランス市民資格を有しない市民はその特殊な身分を自ら放棄しないかぎり保持する」と定め、民事に関して地域法を維持することに法的根拠をあたえているからです。

## SOURCES BIBLIOGRAPHIQUES

### -Ouvrages

- - BOUVENET, G. et BOURDIN, R., *Codes et lois du Cameroun*, Tome 1, Ed. Haut commissariat de République Française au Cameroun.
- - MBAYE, Keba, *L'encyclopédie juridique de l'Afrique*, Tome 4, Nouvelles éditions africaines, 1982.
- - COLDHAM, Simon, *Les systèmes judiciaires en Afrique anglophone, Afrique Contemporaine*, n. 156.
- - DELAROZIERE, R., *Les institutions politiques et sociales des populations dites Bamilkés*, IFAN, 1950.
- - LE VINE, Victor T., *Le Cameroun du mandari à l'indépendance*, Ed. Présence Africaine, 1984.
- - LABOURET, H., *Le Cameroun*, Ed. Paul Hartmann, 1937.
- - MORGEN, Kurt von, *A travers le Cameroun du Sud au nord*, Ed. Fleury, 1982.
- - JEOL, Michel, *La réforme de la justice en Afrique noir*, Ed. Pedone, 1963.
- - SOOCKEN, R., *Les institutions judiciaires au Cameroun*, 1<sup>re</sup> édition, Ed. Leborno, 1995.

### -Thèses

- - MUNZA, A. Simon, *The procedure of the criminal law : A comparative study of the French and English system of criminal justice and their influence in Cameroon*, PHD Cambridge, 1981.

訳

翻

- - MINKO, She A., *Essai sur l'évolution de la politique criminelle au Cameroun depuis l'indépendance*, Thèse Strasbourg III, 1987.
- - NDOUNA, Samuel, *Etude comparée de l'instruction préparatoire en droit français et camerounais*, Thèse Paris I, 2003.
- - ARTOPKO, I., *L'action de la France en AEF*, Thèse Bordeaux III, 1981.
- - SIHAKA TSEMO, Ernestine, *Droit pénal traditionnel au Cameroun et problématique d'une nouvelle conception du droit pénal africain*, Thèse Strasbourg II, 1989.
- - ROCHE, J.M., *Essais sur l'évolution du droit pénal et des institutions pénales camerounaises*, Thèse Bordeaux, 1963.

-Memoire

- - MBEA, B., *La justice pénale chez les anciens bassa du Sud Cameroun*, Mémoire DEA Paris II, 1992.